

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月四日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

<p>東松山桶川線</p>	<p>路線名</p>
<p>北本市大字下石戸下字久保耕地六八八番一地从り同市大字下石戸下字久保耕地四九七番一地从りまで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年十月七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年四月二十日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一〇二・六五メートル</p>	<p>備考</p>